

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)【公営企業管理局】

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
-1	H14	指摘	県立病院事業の経営と事務の管理について	公営企業管理局	県立病院課	債権管理及び医事事務について 医療行為前の受付時に滞留債権の有無が明らかになるようにシステムの変更を行い債権者の捕捉に努め、債務者との面談、接触の機会を確保する必要がある。また、滞留債権の状況をカルテに表示するなど医療現場でも債権回収に協力できる体制を整えることも必要である。 また、通院歴がなく、保険証を持参していない患者に対する預り金制度の徹底も滞留債権発生削減に有効である。	医事会計システムにおいて、料金支払状況や患者毎のコメントを表示するとともに、未収金がある場合は、受診票に標記されるようにしており、医事課職員のみならず、医療現場でも滞留債権の有無が確認できる状況となっている。 預り金制度は、一部の病院で導入しているが、全病院での導入については、引き続き検討中である。
-13	H14	意見	県立病院事業の経営と事務の管理	公営企業管理局	県立病院課	委託業務関係 医事会計、電話交換業務等件費を主な内容とする委託業務の予定価格算出にあたって、県職員給与対前年上昇率の使い分けが不明確となっている。本来予定価格は、取引実例価格や需給状況を考慮し定められるべきで、前年度の実績価格に件費の上昇率を乗じたものとすべきでない。また競争原理を働かせるため、予定価格の事前公表を検討する必要がある。	医事会計業務の委託にあたっては、現契約から一般競争入札を導入済み。これに係る予定価格については、委託業務に要する経費の大部分が件費であり、優秀な人材を確保する観点から、人事委員会の給与改定率を乗じて積算(21年度の改定率0.0%)している。なお、電話交換業務については平成21年度から業務の委託を廃止した。
-14 3	H17	意見	愛媛県の公営企業等の消費税及び地方消費税について	病院事業会計	公営企業管理局 総務課	病院事業会計においては、一般会計からの繰入金他に、一般会計からの借入金が多額にある。一般会計繰入金として一般会計に対して返済義務が生じないものは特定収入となり、それによって賄われる課税仕入れの税額は仕入税額から控除され、その分の消費税額が増加する。一方、一般会計借入金として返済義務があるものは、消費税法施行令第75項第1項の収入であり、特定収入に該当しないため、仕入税額の調整を行わなくてもよいことになり、結果として消費税額は増加しない。したがって、返済義務があるかないかの違いは消費税計算上、非常に重要である。 一般会計借入金として返済義務があるものについては、返済が完了するまでは、借入金であることを証する証憑(事業計画書、契約書、予算書、決裁書等)を備え付けておかなければならないことに留意が必要である。	意見のとおり、証憑を保管し対応している。
-14 6	H17	意見	愛媛県の公営企業等の消費税及び地方消費税について	工業用水道事業会計	公営企業管理局 総務課	一般会計からの繰入金他に、一般会計からの借入金が多額にある。このため、特定収入が少なく、結果として、消費税額が少なくなっている。 一般会計からの繰入金と一般会計からの借入金の区別は消費税法の適用上重要であるから、その区別の根拠となる事業計画等の資料を返済期間が満了するまで備え置くことが重要である。また、返済期間が長いことから、仮に途中で返済できないことが明らかになった場合にも、全額を一度に返済不要とするのではなく、返済は予定通り行いながら、年毎の返済資金を一般会計から繰り入れる等の処理を行うことで、特定収入となる金額の平準化を図り、消費税を一時に増加させない工夫が必要である。 返済が完了するまでは、借入金であることを証する証憑(事業計画書、契約書、予算書、決裁書等)を備え付けておかなければならないことは病院事業会計及び県有林事業特別会計における借入金と同様である。	意見のとおり、証憑を保管し対応している。
-17 3	H18	意見	愛媛県の行った業務委託契約について	医事会計・宿日直業務委託	公営企業管理局 県立病院課	愛媛県は、各県立病院の医事会計業務等について、随意契約方式を採用している。確かに委託業者選考審査会により、随意契約の一種であるプロポーザル方式により選考され、結果として、3業者が6病院を2箇所ずつ受託している。しかしながら、各病院が採用する「理由」を検討したところ、当該「理由」は、競争入札に適さない場合と認めるだけの「性質」(地方自治法施行令第167条の2)を根拠づけるものではないと判断した。すなわち、本件業務委託について随意契約方式を採用することは、地方自治法第234条2項および地方自治法施行令第167条の2の要件を満たすとはいえないと思われる。したがって、愛媛県は早急に随意契約方式を取りやめ、一般競争入札方式を採用すべきと考える。	各県立病院の医事会計業務については、平成21年度の委託から一般競争入札方式により落札した業者に委託している。

